

文化審議会著作権分科会出版関連小委員会  
中間まとめ

平成25年9月

文化審議会著作権分科会出版関連小委員会

# 目 次

はじめに .....	1
<b>第1章 出版、電子出版を巡る状況</b> .....	<b>3</b>
<b>第1節 出版に係る現状</b> .....	<b>3</b>
1 我が国における出版物の販売額等 .....	3
2 著作権設定契約の締結状況 .....	4
<b>第2節 電子出版に係る現状</b> .....	<b>5</b>
1 我が国における電子書籍の販売額 .....	5
2 電子書籍の制作・流過程 .....	6
<b>第3節 海賊版の被害実態</b> .....	<b>9</b>
<b>第2章 諸外国における出版者の権利等</b> .....	<b>10</b>
<b>第1節 アメリカ</b> .....	<b>10</b>
<b>第2節 イギリス</b> .....	<b>10</b>
<b>第3節 ドイツ</b> .....	<b>11</b>
<b>第4節 フランス</b> .....	<b>11</b>
<b>第5節 オーストラリア</b> .....	<b>12</b>
<b>第3章 出版者への権利付与等についての方策</b> .....	<b>13</b>
<b>第1節 問題の所在</b> .....	<b>13</b>
<b>第2節 出版者への権利付与等として考えられる方策</b> .....	<b>14</b>
1 著作隣接権の創設 .....	14
2 電子書籍に対応した著作権の整備 .....	14
3 訴権の付与（独占的ライセンサーへの差止請求権の付与の制度化） .....	15
4 契約による対応 .....	15
<b>第3節 関係団体ヒアリング</b> .....	<b>15</b>
1 著作隣接権の創設に係る意見 .....	15
2 電子書籍に対応した著作権の整備に係る意見 .....	16
3 訴権の付与（独占的ライセンサーへの差止請求権の付与の制度化）に係る意見 .....	16
4 契約による対応に係る意見 .....	16
<b>第4節 小委員会における検討</b> .....	<b>17</b>
<b>第4章 電子書籍に対応した著作権の整備について</b> .....	<b>18</b>
<b>第1節 序</b> .....	<b>18</b>
<b>第2節 権利の主体・客体</b> .....	<b>19</b>
1 現行法 .....	19
2 電子書籍に対応した著作権の主体の在り方 .....	19
3 電子書籍に対応した著作権の客体の在り方 .....	22
<b>第3節 権利の内容</b> .....	<b>23</b>

1 現行法	23
2 電子書籍に対応した著作権に係る権利の内容の在り方	23
3 「特定の版面」に対象を限定した権利の付与の是非	23
<b>第4節 著作権者による再許諾</b>	<b>29</b>
1 現行法	29
2 電子書籍に対応した著作権に係る再許諾の在り方	29
<b>第5節 電子出版の義務・消滅請求について</b>	<b>30</b>
1 現行法	30
2 電子書籍に対応した著作権に係る義務の在り方	30
3 電子書籍に対応した著作権に係る消滅請求の在り方	31
<b>第6節 その他</b>	<b>31</b>
1 電子書籍に対応した著作権の存続期間	31
2 電子書籍に対応した著作権の制限規定の在り方	31
3 権利関係の明確性の確保	32
<b>おわりに</b>	<b>33</b>
<b>付属資料</b>	<b>35</b>

## はじめに

我が国の文化や知識を創造・普及し、これを次世代に継承するに当たり、出版は重要な役割を担い、我が国の活力ある社会の実現に寄与してきた。一方で、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍の普及に加え、インターネット上での出版物の違法利用への対応など、出版界を取り巻く状況は日々変化を見せている。

このような状況の中、平成22年3月に総務省、文部科学省、経済産業省の三省により設置された「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）では、我が国の豊かな出版文化を次代に継承しつつ、広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備することなどについて検討が行われ、同年6月に取りまとめられた懇談会報告<sup>1</sup>では、デジタル・ネットワーク社会における出版者の機能の維持・発展の観点から、出版者に何らかの権利を付与することについて、その可否を含めて更に検討する必要があるとされた。

懇談会報告を受け、平成22年11月に文部科学省に設置された「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）においても、出版者への権利付与の意義やその必要性について、主に電子書籍の流通と利用の促進の観点や出版物に係る権利侵害への対応の観点から検討が行われた。平成23年12月に取りまとめられた検討会議報告<sup>2</sup>では、出版者への権利付与等について、電子書籍市場の動向を注視しつつ、国民各層にわたる幅広い立場からの意見を踏まえ、制度的対応も含めて、早急な検討を行うことが適当と整理されている。

このほか、出版者への権利付与等については、関係者からも様々な意見が示されており、例えば、平成25年2月には、一般社団法人日本経済団体連合会から「電子書籍の流通と利用の促進に資する『電子出版権』の新設を求める」<sup>3</sup>との提言が示され、また、同年4月には、印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会<sup>4</sup>において、「出版者の権利のあり方に関する提言」<sup>5</sup>が示されている。

---

<sup>1</sup> <[http://www.bunka.go.jp/oshirase\\_kaigi/2010/pdf/digital\\_network\\_h220628\\_kondankai\\_ver02.pdf](http://www.bunka.go.jp/oshirase_kaigi/2010/pdf/digital_network_h220628_kondankai_ver02.pdf)>

<sup>2</sup> <<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/houkoku.pdf>>

<sup>3</sup> <<http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/016.html>>

<sup>4</sup> <<http://www.mojikatsuji.or.jp/benkyounaka.html>>

<sup>5</sup> <<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20130404teigen.pdf>>

なお、知的財産政策ビジョン（平成25年6月7日知的財産戦略本部決定）<sup>6</sup>及び知的財産推進計画2013（平成25年6月25日知的財産戦略本部決定）<sup>7</sup>においても、「海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため、電子書籍に対応した著作権の整備など出版者への権利付与や、書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い、必要な措置を講じる。」としている。

これらを踏まえ、平成25年5月8日に開催された文化審議会著作権分科会は、同分科会の下に出版関連小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、出版者への権利付与等について審議することを決めた。

小委員会は、平成25年5月以降、出版者への権利付与等について集中的に検討を進めてきたが、今般、小委員会としての検討結果を中間的に取りまとめたので、その内容を公表することとする。

今後、小委員会では、この中間まとめに対する関係者及び一般国民の意見等を踏まえた上で、出版者への権利付与等の問題について結論を得ることとしている。

なお、本中間まとめでは、便宜的に、パソコン、携帯電話、専用端末等の機器を用いて読まれる電子化されたコンテンツを広く「電子書籍」と呼び、電子書籍をインターネット等を通じて配信することを「電子出版」と呼ぶこととする。

また、本中間まとめにおいて、法律名が記載されていない条項は、著作権法の条項を示している。

---

<sup>6</sup> <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/vision2013.pdf>>

<sup>7</sup> <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2013.pdf>>

# 第1章 出版、電子出版を巡る状況

## 第1節 出版に係る現状

### 1 我が国における出版物の販売額等

我が国における出版物の販売額は、書籍・雑誌を合わせて平成8年（1996年）の約2.6兆円をピークに減少しており、平成24年（2012年）は、約1.7兆円となっている。

一方、出版物の新刊発行点数については、平成8年（1996年）に約6.3万点であったが、平成24年（2012年）には約7.8万点に増加している。この新刊発行点数の増加は、文庫や新書の発行数の増加によるものと考えられる。

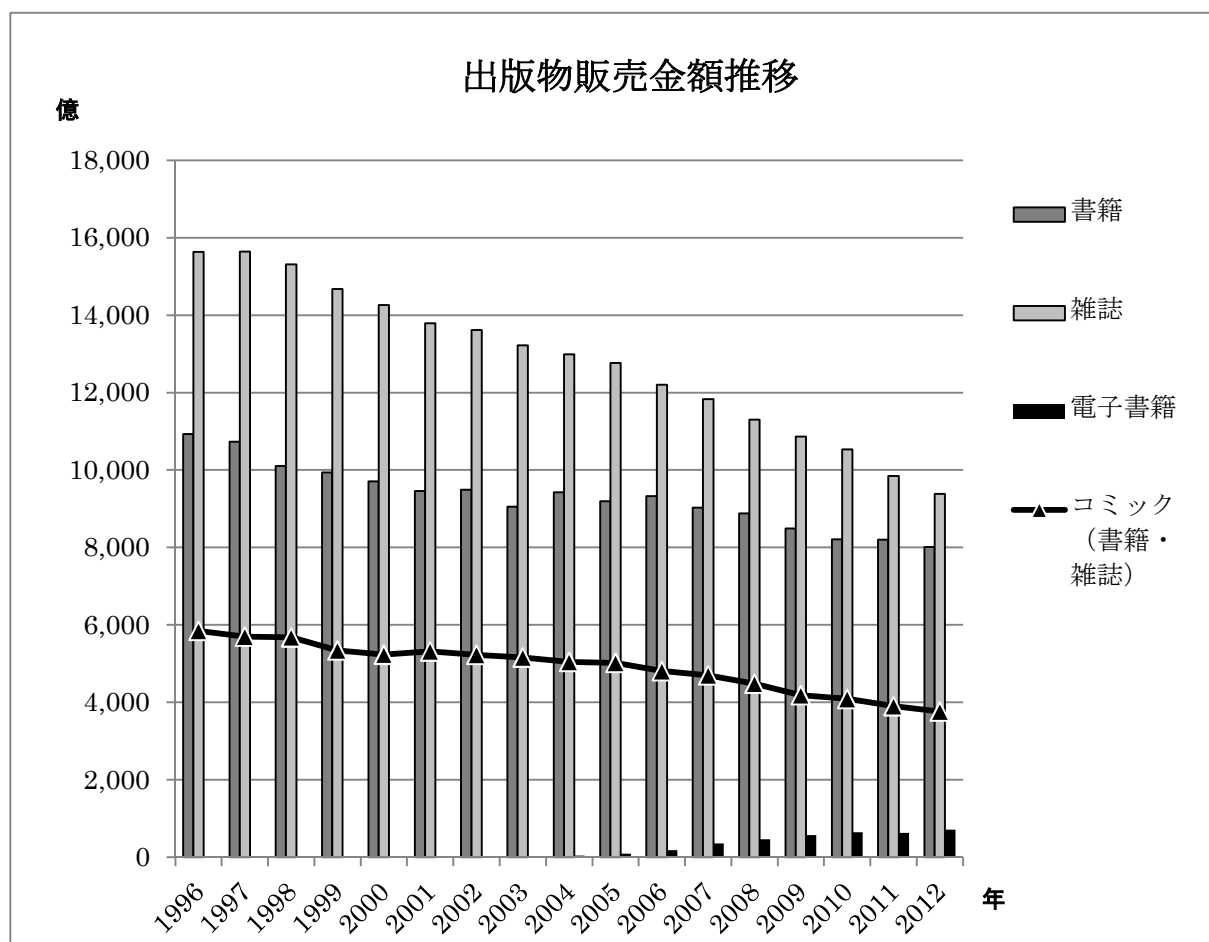


図1 出版物販売金額推移  
(小委員会第3回資料1 一般社団法人日本書籍出版協会作成資料)

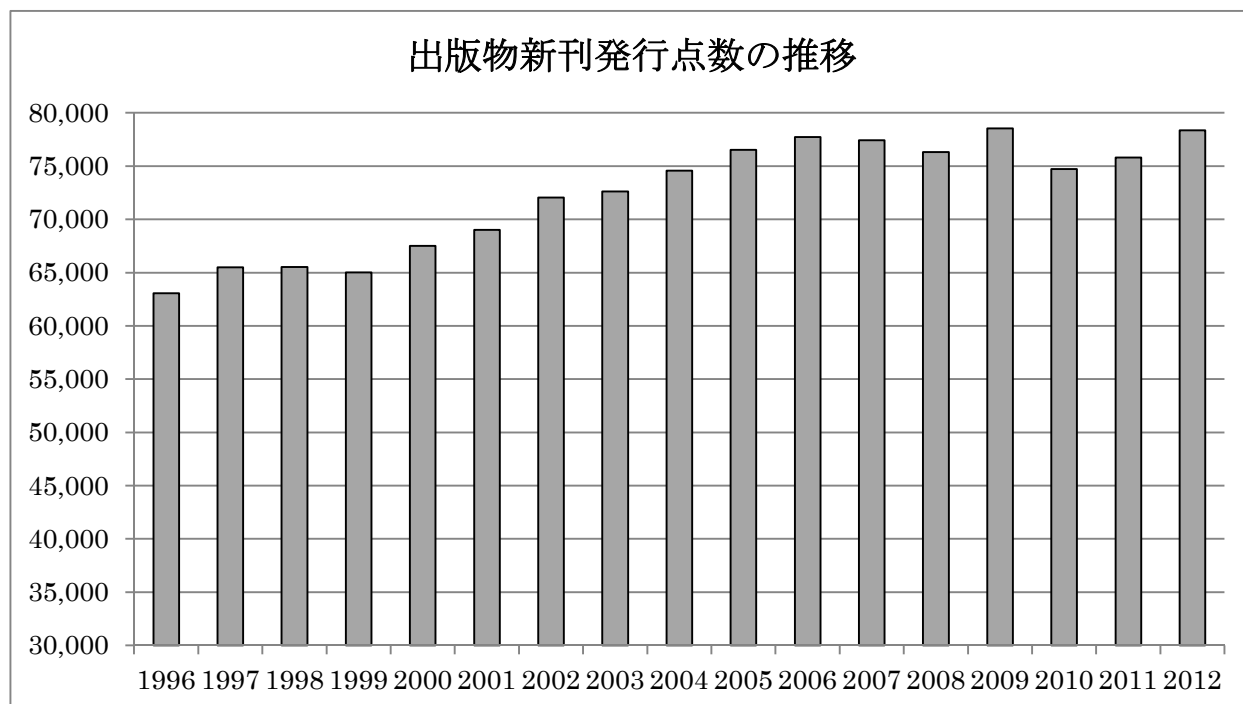


図2 出版物新刊発行点数の推移  
(小委員会第3回資料1 一般社団法人日本書籍出版協会作成資料)

## 2 著作権設定契約の締結状況

平成23年に一般社団法人日本書籍出版協会（以下「日本書籍出版協会」という。）が行った「出版契約に関する実態調査」（平成23年4月から5月にかけて実施。回答数105社）<sup>8</sup>によれば、新刊書籍のうち、書面による出版契約を締結している割合は73%を超えており、このうちの8割近くは著作権設定契約となっている。

<sup>8</sup> <[http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/11/pdf/shiryo\\_4.pdf](http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/11/pdf/shiryo_4.pdf)>

## 第2節 電子出版に係る現状

### 1 我が国における電子書籍の販売額

我が国における電子書籍の販売額としては、平成14年度（2002年度）の10億円から、平成24年度（2012年度）の729億円へと大きく成長している<sup>9</sup>。近年では、電子書籍専用端末やスマートフォン、タブレット端末の普及が、電子書籍市場の形成を後押ししているものと考えられる。

年度	電子書籍市場規模（億円）			電子雑誌市場規模（億円）	電子出版市場規模（億円）
	うちPC向け	うちケータイ向け	うち新たなプラットフォーム向け		
2002	10	—	—	10	—
2003	18	1	—	18	—
2004	33	12	—	45	—
2005	48	46	—	94	—
2006	70	112	—	182	—
2007	72	283	—	355	—
2008	62	402	—	464	—
2009	55	513	6	574	—
2010	53	572	24	650	6
2011	37	480	112	629	22
2012	10	351	368	729	39
2013（予測）	10	240	680	930	80
2014（予測）	—	170	1,080	1,250	130
2015（予測）	—	130	1,530	1,660	190
2016（予測）	—	100	1,940	2,040	260
2017（予測）	—	80	2,310	2,390	330

図3 電子書籍市場の内訳と電子出版市場規模の推移  
「電子書籍ビジネス調査報告書2013」（インプレスビジネスメディア）

<sup>9</sup> 「電子書籍ビジネス調査報告書2013」（インプレスビジネスメディア）

〈<http://www.impressbm.co.jp/release/2013/06/27>〉

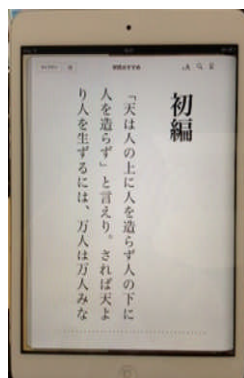
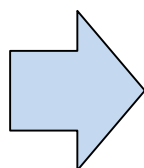
同報告書においては、電子書籍を「書籍に近似した著作権管理のされたデジタルコンテンツ」と定義し、また、配信された電子書籍（電子書籍、電子コミック等）の日本国内のユーザーにおける購入金額の合計を市場規模と定義し、電子雑誌や電子新聞、教科書、企業向け情報提供、ゲーム性の高いもの、学術ジャーナルは電子書籍に含まないと整理して販売額を算出している。なお、同報告書においては、電子雑誌を「紙の雑誌を電子化したものやデジタルオリジナルの商業出版物で逐次刊行物として発行されるもの」と定義し、電子書籍と分けて整理しているが、本中間まとめにおいて用いる「電子書籍」は、同報告書の定義する「電子書籍」や「電子雑誌」も含むものである。



## 2 電子書籍の制作・流通過程

電子書籍には、リフロー型とフィックス型があり、リフロー型とは、使う機器や文字サイズの設定等に応じて表示される内容が変わるものをいい、フィックス型とは、PDF 形式のように、文字などのレイアウト（配置やデザイン）が固定されていて、その固定されたページ単位で表示されるものをいう。

【リフロー型の表示例】



【フィックス型の表示例】



図4 リフロー型、フィックス型の表示例

(小委員会第3回資料2 一般社団法人電子出版制作・流通協議会作成資料)

電子書籍フォーマットには、EPUB、XMDF、.BOOK 等があり、例えば、EPUB3.0 では、縦書き、右開き、ルビ、縦中横等の対応が可能となっている。

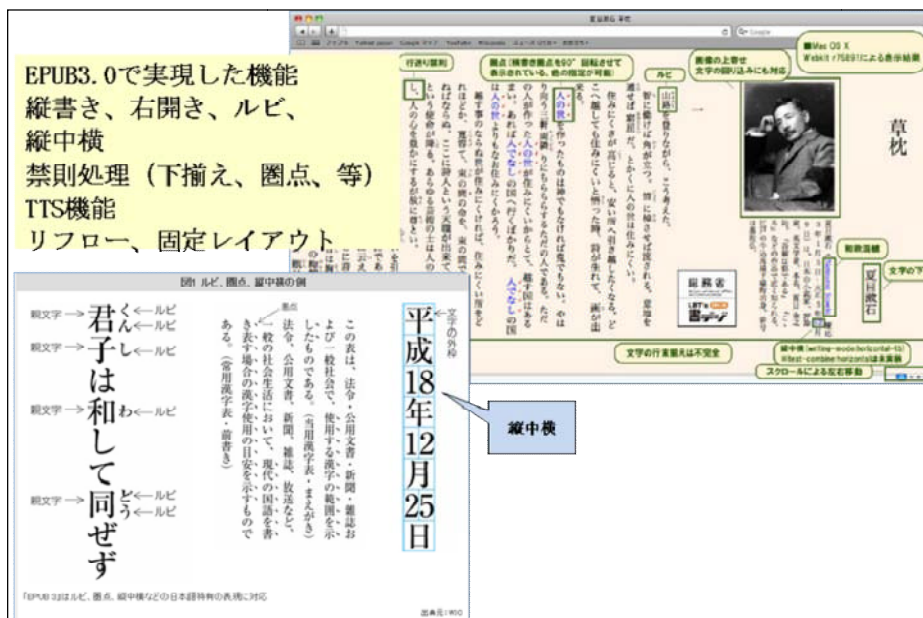


図5 EPUB3.0 の日本語表現

(小委員会第3回資料2 一般社団法人電子出版制作・流通協議会作成資料  
平成23年総務省電子出版環境整備事業（新ICT利活用サービス創出支援事業）  
「EPUB 日本語拡張仕様策定」報告書より抜粋)

我が国における電子書籍の制作過程について、既刊本の電子書籍化は、主に以下の4つのパターンがある。

- ① テキストデータのない古い本等については、OCR<sup>10</sup>を使ってテキストを抽出し、テキストの校正、XML<sup>11</sup>タグ付与、オーサリング<sup>12</sup>、DRM<sup>13</sup>処理を行う。
- ② DTP<sup>14</sup>データがあるものについては、DTPデータからテキストを抽出し、テキストにXMLタグ付与、オーサリング、DRM処理を行う。
- ③ テキストデータがあるものについては、テキストにXMLタグ付与、オーサリング、DRM処理を行う。
- ④ コミックについては、コミックの原画をスキャンし、スキャンされた画像のオーサリング、DRM処理を行う。

上記①から④の手順を図示すると、それぞれ以下のとおりとなる。

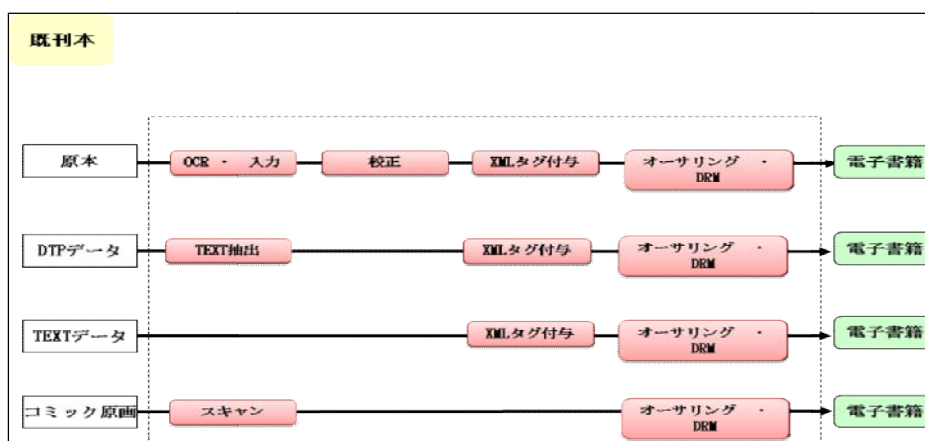


図6 既刊本のデジタルコンテンツ制作

(小委員会第3回資料2 一般社団法人電子出版制作・流通協議会作成資料)

<sup>10</sup> OCR(optical character recognition)：新村出編『広辞苑〔第六版〕』（岩波書店、2008年）363頁では、「光学的文字読取装置。印刷あるいは手書きされた文字の形を感光素子を用いて電気信号に変えることによって、自動的に文字を識別する装置。」と説明されている。

<sup>11</sup> XML(Extensible Markup Language)：ここでは、文書やデータの意味や構造を記述するためのマークアップ言語のことをいい、例えば、大見出し・小見出しや、改行の指示をするものをいう。

<sup>12</sup> オーサリング：前掲注10・363頁では、「素材となるテキスト・図表・写真・音声・動画など様々な素材を編集・統合して一つのまとまったコンテンツを作ること。多く、マルチメディアコンテンツ作成に関していう。」と説明されている。ここでは、EPUBやBOOKといった電子書籍フォーマットに変換することをいう。

<sup>13</sup> DRM(Digital Rights Management)：デジタルデータにおける著作権保護の技術のことをいう。

<sup>14</sup> DTP(desktop publishing)データ：ここでは、DTPデータとは、紙の本を作成するためのデータのことをいう。

また、新刊本の電子書籍については、紙の本と電子書籍を同時に制作する場合、DTP データを中間 XML ファイルに変換し、ある程度タグを付与し、その後のオーサリングにおいて、各フォーマットに固有のタグ付けを行う。

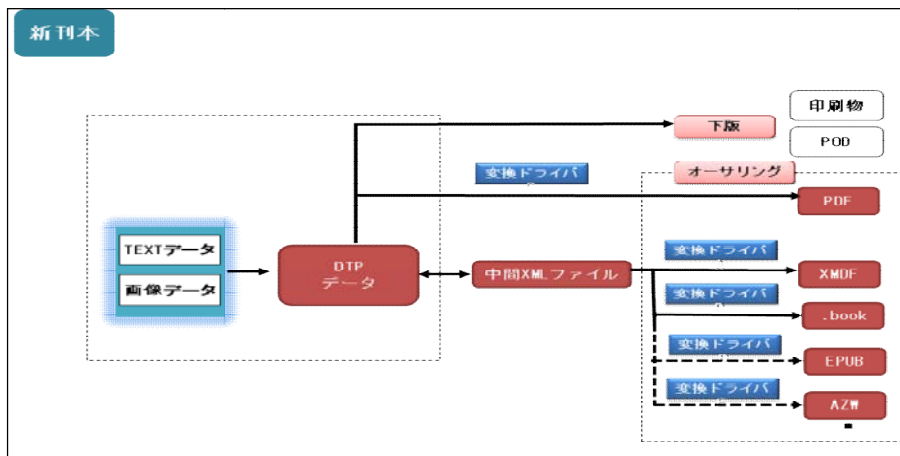


図7 新刊本のデジタルコンテンツ制作  
(小委員会第3回資料2 一般社団法人電子出版制作・流通協議会作成資料)

電子書籍の流過程については、基本的には、著作者が創作した著作物を、出版社が電子書籍として制作し、電子書籍取次を通じて電子書店から読者に対し配信、販売等が行われる。

もともと、以下に図示するとおり、電子書籍の流過程には様々なパターンが存在する。

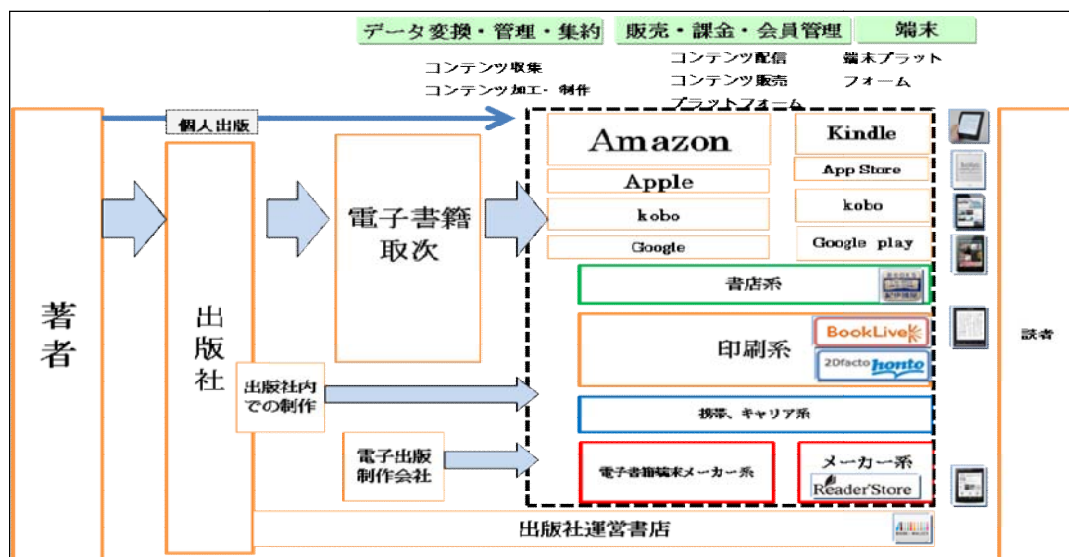


図8 日本の電子出版市場の概要  
(小委員会第3回資料2 一般社団法人電子出版制作・流通協議会作成資料)

### 第3節 海賊版の被害実態

近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、出版物が違法に複製され、ファイル共有ソフト等を通じて無断配信されるなどの海賊版被害が増加しているとの指摘がある

<sup>15</sup>。

具体的には、平成24年に日本書籍出版協会と電通総研によって実施された国内における書籍の海賊版不正流通に関する試算<sup>16</sup>では、書籍の不正流通による国内の被害額は、平成23年の1年間で270億円とされ、そのうち漫画の被害額は224億円となっている。また、北米における平成19年から平成23年の過去5年間のコミック被害推定額は、1500億円から3000億円にも上るとされている<sup>17</sup>。

これまでに報告されている侵害事例の大半は、出版物の紙面がそのまま複製され、当該複製物がインターネット上にアップロードされることによって行われており、侵害される出版物の多くは雑誌であることが指摘されている。

こうしたインターネット上の海賊版被害については、幾つかの対応がなされており、例えば、株式会社集英社では、専門の会社に委託して不正なデータの削除要請を行うほか、社内スタッフによる削除要請も行っており、両者を合わせて毎月12000件から14000件の不正ファイルの削除要請を行っている<sup>18</sup>。このほか、ファイル共有ソフト関連の事案において刑事事件も存在し、こうした事案についても対応を行っている<sup>19</sup>。

なお、このような海賊版は、現行法上でも著作権侵害であることには変わりなく、刑事事件として刑事責任が追及された例もあるが、著作権者（多くの場合著作者）自らがコストをかけて海賊版対策を行うことが困難であることや、本名を明かしたくない等の理由により告訴を断念する著作権者もいること等から、海賊版対策として出版者が差止請求等ができるような制度設計を望む旨の意見が出されている。

---

<sup>15</sup> 国内外における被害事例等の詳細な実態については、小委員会第1回資料7、第4回資料1、第5回資料3参照。

<sup>16</sup> 「出版者への権利付与その他の制度改正が電子書籍市場に与える全般的な影響についての検証【報告書】」（社団法人日本書籍出版協会、調査委託先 株式会社電通 電通総研、平成24年7月）参照。

<sup>17</sup> 小委員会第4回資料1参照。

<sup>18</sup> なお、過去には、動画投稿サイトに漫画を無断でスライドショー形式でアップロードされた例として、漫画『ONE PIECE（第575話）』を複製等した101ファイルものデータが動画投稿サイトにアップロードされた事例がある。そして、101ファイルのうち最も再生回数が多かったものは、1ファイルあたり1053143回も再生されていた。

<sup>19</sup> 小委員会第4回資料1参照。

## 第2章 諸外国における出版者の権利等<sup>20</sup>

### 第1節 アメリカ

アメリカでは、独占的利用許諾を受けた者（以下「独占的ライセンシー」という。）が権利侵害に対して、訴訟を提起することができることとなっている。

具体的には、アメリカ著作権法第501条では、独占的ライセンシーは、著作権登録がなされていることを前提として、権利侵害について訴訟を提起することができることとされている。一方、独占的利用許諾を受けていない者（以下「非独占的ライセンシー」という。）は、権利侵害について訴訟を提起することができない。

### 第2節 イギリス

イギリスでは、出版者の権利に関して、発行された版の印刷配列についての保護や未発行の著作物を発行した者に対する保護が認められており、また、独占的ライセンシー等が権利侵害に対して、訴訟を提起することができることとなっている。

具体的には、イギリス著作権法第9条では、一定の種類の著作物（文芸、演劇又は音楽の著作物）を含む「発行された版の印刷配列」の発行者を著作者として保護している。

また、著作権及び関連権規則第16条により、保護期間満了による著作権の消滅後に未発行の著作物を発行した主体に対して当該著作物に係る複製権等（発行に関する権利）が与えられることとされている。

さらに、イギリス著作権法第101条では、独占的ライセンシーは、権利侵害について訴訟を提起することができることとされている。また、同法第101条のAにより、一定の要件<sup>21</sup>を満たしている非独占的ライセンシーは、権利侵害について訴訟を提起することができることとされている。

---

<sup>20</sup> 諸外国における出版者の権利等の詳細については、「諸外国の著作権法等における出版者の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究 報告書」（平成23年3月 WIP ジャパン株式会社）参照。  
<[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/shogaikoku\\_chosakuken\\_201103.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/shogaikoku_chosakuken_201103.pdf)>

<sup>21</sup> 一定の要件とは、侵害行為がライセンシーにおいてライセンスを受けていた行為と直接関係しており、かつ、当該ライセンスが、著作権者又はその者のために署名された書面においてなされ、かつ非独占的ライセンシーに対して同条に基づく権利を付与することが明示されていることである。

### 第3節 ドイツ

ドイツでは、出版者の権利に関して、未発行の著作物等を発行した者に対する保護が認められており、また、出版契約に関する著作者と出版者の法律関係について定めたドイツ出版法が存在する。

具体的には、ドイツ著作権法第70条では、著作権が消滅した学術的刊行物を発行した場合（ただし既存の刊行物に何らかの学術的な成果が加えられたものに限る）に、また、同法第71条では著作権が消滅した未発行の著作物を発行した場合に、それぞれ発行した主体に対して著作隣接権が付与されることとされている。

また、ドイツ出版法第1条では、出版契約の内容について、「文学的著作物または音楽著作物に関する出版契約により、作成者は、出版者に対し、著作物を自己の負担において複製及び頒布させるために引き渡す義務を負う。出版者は、著作物を複製し頒布する義務を負う。」と規定し、さらに、同法第8条では、作成者は、契約による別段の定めがある場合を除き、出版者に対し、複製及び頒布の排他的権利を供与しなければならないこととされている。

### 第4節 フランス

フランスでは、出版者の権利に関して、未発行の著作物等を発行した者に対する保護が認められており、また、出版契約について定めた規定が存在する。

具体的には、フランス知的所有権法第123の4条では、著作者の死後において公表される著作物（遺作著作物）であって、著作権が消滅したものを発行した場合、当該遺作著作物に係る利用権が、当該遺作著作物を発行した者に与えられることとされている。

また、同法第132の1条では、出版者が著作物の発行及び頒布を確保することを条件として、出版契約により、著作者から出版者に、その著作物の複製物を多数製造し、又は製造させる権利を譲渡することが規定されている。

なお、フランスにおいては、平成25年3月に、作家常任評議会と全国出版組合との間

で、書籍分野の契約に関する枠組み合意<sup>22</sup>が成立しており、両者は当該枠組み合意を踏まえたフランス知的所有権法の改正等を提案している。

当該枠組み合意では、同法に規定することを求める出版契約として、紙媒体での出版及び電子出版に必要な権利を出版者に譲渡することとあわせて、出版者に一定の義務を課すこと等が提案されている。

## 第5節 オーストラリア

オーストラリアでは、出版者の権利に関して、発行された版に対する保護が認められており、また、独占的ライセンシーが権利侵害に対して、訴訟を提起することができることとなっている。

具体的には、オーストラリア著作権法第88条では、「…言語、演劇、音楽もしくは美術著作物またはその二つ以上の発行版に対する著作権は、当該版の複製コピーを作成する排他的権利をいう。」とされている。

また、同法第119条では、独占的ライセンシーは、権利侵害について訴訟を提起することができる場合があることについて規定されているが、非独占的ライセンシーは権利侵害について訴訟を提起することができない。

---

<sup>22</sup> <<http://www.culturecommunication.gouv.fr/content/download/63181/484016/version/2/file/DP+accord+cadre+edition.pdf>>

## 第3章 出版者への権利付与等についての方策

### 第1節 問題の所在

上記のとおり、近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍専用端末やスマートフォン、タブレット端末の普及が、電子書籍市場の形成を後押ししているものと考えられる状況にある一方で、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされるような侵害事例も出てきている。

こうした状況は、出版者の役割そのものに変化を与えている。

出版者は、これまで自ら書籍を制作し、出版・流通させることが主な役割であった。しかし、電子書籍の登場、普及により、出版者自らが、電子書籍を制作し配信を行うだけでなく、出版者が、第三者に電子書籍を配信させるために主体的に契約交渉を行う必要性も生じている。

また、紙媒体の書籍の無断出版や競合出版に比して、インターネット上にアップロードされた海賊版は、安価に（ときに無料で）提供され、その提供範囲も広範囲に及ぶ。こうしたインターネット上の海賊版の蔓延は、適法な電子書籍市場を脅かすものであり、著作者への適正な対価の還元を阻害するものであることから、出版者は、創作活動に専念したい著作者に代わって、主体的に海賊版への権利行使を担う必要性も生じている。

現行の出版権制度は、紙媒体の出版物を出版することを対象とし、電子書籍を想定しておらず、電子出版に対応した制度となっていない。すなわち、現行の出版権制度では、出版者が電子出版を行うための独占的な権利を得て、出版者が自ら権利者として主体的に電子書籍配信事業者等と電子出版に係る契約交渉を行ったり、インターネット上への配信行為に対し権利行使したりすることはできないこととなっている。

そこで、我が国における電子書籍市場の健全な発展を確保、促進するため、小委員会では、電子書籍の流通と利用の円滑化の観点<sup>23</sup>及び効果的な海賊版対策の観点から、出版者への権利付与等について検討を行った。

---

<sup>23</sup> 小委員会では、一定のソフトウェアに対応した電子書籍の場合、テキスト化したデータを音声に変えることができることから、視覚障害者等へのアクセシビリティを考慮した電子出版サービスの実現が可能となるといった観点からもこのような電子書籍を流通させることは意義がある旨の意見が出されている。



## 第2節 出版者への権利付与等として考えられる方策

小委員会では、まず、出版者への権利付与等として以下の4つの方策<sup>24</sup>について検討を行った。

- (A) 著作隣接権の創設
- (B) 電子書籍に対応した出版権の整備
- (C) 訴権の付与（独占的ライセンシーへの差止請求権の付与の制度化）
- (D) 契約による対応

### 1 著作隣接権の創設

著作権者とは別に独立して、第三者に利用許諾を与えたり、侵害者に差止請求等を行ったりすることができる新たな権利として、自動的に権利が発生する著作隣接権を出版者に付与する制度改正を行うという方策である。

権利の対象は、出版物等原版（原稿その他の原品又はこれに相当する物若しくは電磁的記録を文書若しくは図画又はこれらに相当する電磁的記録として出版するために必要な形態に編集したもの）であり、出版物等原版を作成した者が権利者となる<sup>25</sup>。

### 2 電子書籍に対応した出版権の整備<sup>26</sup>

出版権設定契約により権利が発生する出版権は、出版者に対して設定される排他的権利であり、出版者は自己の名において侵害者に差止請求等を行うことができるが、現行法上、電子書籍を対象としていないため、電子書籍を対象とした場合についても同様の権利が認められるようにするなどの制度改正を行うという方策である。

権利者としては、著作権者と設定契約を締結した者が考えられ、また、権利の対象としては、設定契約の対象となった著作物が考えられる。

<sup>24</sup> これらの方策は、これまでの懇談会や検討会議における検討又は関係者からの提言等の内容を整理したものである。

<sup>25</sup> 『『出版物に係る権利』に関する検討の現状について』（平成24年11月8日 印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会）参照。〈<http://www.mojikatsuji.or.jp/benkyoukai121108.pdf>〉

<sup>26</sup> 前掲注3、注5の各提言も電子書籍に対応した出版権の整備に整理される。

### 3 訴権の付与（独占的ライセンシーへの差止請求権の付与の制度化）<sup>27</sup>

独占的ライセンシーが、侵害者に対し差止請求等を行うことができる制度改正を行うものである。

権利者としては、著作権者から独占的利用許諾を受けた者が考えられ、また、権利の対象としては、利用許諾された著作物が考えられる。

### 4 契約による対応

著作権者と出版者との著作権譲渡契約等により、出版者が自ら著作権者となり、第三者への利用許諾や、侵害者に対する差止請求等を行うことができることから、このような契約慣行の普及を図るものである。

著作権譲渡の場合、著作権者から著作権を譲り受けた者が権利者となり、著作権譲渡された著作物が権利の対象となる。

## 第3節 関係団体ヒアリング

小委員会においては、著作者、出版者、産業界、利用者等の計15の関係団体に対し、出版者への権利付与等として望ましいと考え得る方策についてヒアリングを実施した。

その結果、各方策について以下のような意見が示された。

#### 1 著作隣接権の創設に係る意見

一般社団法人楽譜出版協会から、楽譜の特性<sup>28</sup>に鑑み、楽譜出版者に著作隣接権を付与すべきであるという意見が示された。

一方、その他の関係団体からは、(i) 著作権者の意思に反して権利行使される可能性や権利者数の増加による権利処理コストの増大から、流通阻害効果が予想され、副作用が

<sup>27</sup> 本方策については、前掲注3の提言において言及されている。

<sup>28</sup> 一般社団法人日本楽譜出版協会は、楽譜の特性として、楽譜出版者は、いかに読みやすく演奏効果を高める楽譜を製作するかを競っており、同じ作品であっても出版者によって作り方が異なることや、著作権の消滅したクラシック音楽を含め、各社の編集部門で編纂して刊行するものが多いこと等を挙げている。小委員会第2回資料4参照。

大きいと考えられること、(ii)印刷会社と出版社の間では、出版物等原稿の取扱い等について議論があり、著作隣接権の付与により取扱いや帰属が変わってしまうことが懸念されること、(iii)漫画家が制作する原稿は、本を通じて読者が目にする形そのものであるから、漫画の原稿の図案にまで出版者に権利を与えることは反対であることなどから、著作隣接権の創設に反対する意見が多く示された。

## 2 電子書籍に対応した著作権の整備に係る意見<sup>29</sup>

多くの関係団体から、電子書籍の流通と利用促進及び効果的な海賊版対策の観点から、著作権設定契約により権利が発生する電子書籍に対応した著作権の整備の方策に賛成する意見が示された。

また、社団法人日本漫画家協会や日本美術著作権連合からは、出版者が、現状のままでは不都合である理由を説明すること、海賊版対策に真剣に取り組み、又は著作者の権利や公平な利益配分に配慮した新しい電子出版契約書ひな形を作る努力をするのであれば、電子書籍に対応した著作権の整備の方策を検討する余地もあるとする意見が示されている。

## 3 訴権の付与（独占的ライセンスへの差止請求権の付与の制度化）に係る意見

日本美術著作権連合から、訴権の付与の方策が最も望ましく、また、紙のみの出版の契約であっても海賊版対策ができるようにするなど、現状に対応できる範囲の広い訴権が必要であるとの意見が示された。

一方で、日本書籍出版協会から、出版社がビジネスを進めていく上で、訴権の付与の方策は、実務上契約交渉等において十分ではないといった意見や、複数の団体からは、独占的な利用許諾契約は出版契約に限られず、当該方策の検討に関係する著作権者や利用者の範囲が大きく広がることや、特許権やその他の知的財産権との平仄等についても議論が及ぶ可能性があることから、短期的に実現することは難しいとの意見が示された。

## 4 契約による対応に係る意見

公益社団法人日本文藝家協会からは、現行法で契約により対処することをまず優先すべきであり、新たな権利の創設に関しては、慎重な検討が必要であるとの意見が示された。

<sup>29</sup> ヒアリングにおいては、電子書籍に対応した著作権の整備の方策の是非だけでなく、電子書籍に対応した著作権を採用した場合の個別の制度設計に係る意見も出されたが、それらの意見のうち主なものについては、第4章において記載する。

#### 第4節 小委員会における検討

関係団体ヒアリングの結果、(B) 電子書籍に対応した著作権の整備の方策について検討を求める意見が多かったことに加え、関係団体ヒアリングを踏まえた小委員会における検討においても、(A) 著作隣接権の創設<sup>30</sup>、(C) 訴権の付与<sup>31</sup>、(D) 契約による対応<sup>32</sup>のいずれの方策よりも、(B) 電子書籍に対応した著作権の整備の方策について議論を進めるべきとの意見が多数示されたことから、(B) 電子書籍に対応した著作権の整備の方策を軸に検討を進めていくこととされた<sup>33</sup>。

---

<sup>30</sup> 関係団体ヒアリングにおいても反対意見が多く示されており、コンセンサスを得られていないとの指摘や、楽譜出版物にだけ他の出版物と異なる取扱いをするということも現実問題として難しいとの意見が示された。

<sup>31</sup> ヒアリング結果で示された意見に加え、仮に出版に係る独占的利用許諾だけ特別に扱うとすれば、特別扱いをする根拠は何なのかということが問われることから、短期的に結論を得ることは困難であるといった意見が示されている。

<sup>32</sup> 出版者が差止請求権を行使できるようにするために著作権譲渡の形式をとらざるを得ないということになるのであれば、制度として不備があることになるとの意見が示された一方で、(D) 契約による対応の方策については、(B) 電子書籍に対応した著作権の整備の方策と合わせて採りうる方策であるとの意見も示された。

<sup>33</sup> なお、日本書籍出版協会からは、当初著作隣接権の創設を求めていたが、様々な関係団体や著作者の方から懸念が示された中で、著作者との契約ベースで運用される案であれば著作者の懸念や心配もないだろうということで、(B) 電子書籍に対応した著作権を支持する旨の意見が示されている。

## 第4章 電子書籍に対応した著作権の整備について

### 第1節 序

著作権法上、著作権は、第79条から第88条において規定されている。

著作権とは、複製権を有する者（複製権者）が、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者（出版者）に対して設定することができる排他的権利であり、この設定行為は、複製権者と出版者との著作権設定契約により行われる。この著作権を設定することにより、出版者は著作物を独占的に出版することができ、また、第三者の著作権侵害に対しては、出版者自らが差止請求等を行うことができる。

第3章第4節で述べたように、小委員会では、電子書籍に対応した著作権の整備の方策について検討を進めることとし、現行の著作権を前提<sup>34</sup>に、紙の書籍と電子書籍との相違点を踏まえて電子書籍に対応した著作権の主体・客体、権利の内容、権利を有する者から第三者への再許諾の可否、権利を有する者が負う義務や消滅請求等について検討を行った<sup>35</sup>。

また、権利の内容に関して、「出版者の権利のあり方に関する提言」の中で取り上げられている「特定の版面」に対象を限定した権利の付与の是非についても検討を行った。

なお、電子書籍に対応した著作権の詳細を検討するに際しては、電子書籍と紙媒体の出版物の違いや電子出版の特性等を踏まえて検討することが必要であると考え、特段両者に違いがない部分については、現行の著作権と同様に整理することが適当であると考え

---

<sup>34</sup> 電子書籍に対応した著作権の整備の方策とは、現行の著作権では電子書籍に対応していないため、電子書籍についても現行の著作権と同様の権利が出版者に認められるようにする方策であることから、電子書籍に対応した著作権の基本的な性質は現行の著作権の性質と同様であり、権利は著作権者との契約により設定されること、また、権利の対象となるものは設定契約の対象となった著作物である。

<sup>35</sup> 小委員会では、前掲注3、注5の各提言を参考にしつつも、各提言の内容にとらわれず、あり得べき電子書籍に対応した著作権の整備の方策について検討を行った。前掲注3、注5のいずれの提言が電子書籍に対応した著作権として適切か、との観点から検討がなされたわけではない。

## 第2節 権利の主体・客体

### 1 現行法

権利の主体は、「著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者」（第79条第1項）である。

「文書又は図画」とは、著作物を文字・記号・象形等を用いて有体物の上に直接再現させたものであると解釈されており、視覚的固定物（映画フィルムやビデオテープ等）や聴覚的固定物（録音テープやレコード等）は、直接的に視覚に訴えるものではないため、文書又は図画の範疇には含まれないとされている<sup>36</sup>。

また、「出版」とは、著作物を文書又は図画として複製し、その複製物を刊行物として発売・頒布することであると解されている<sup>37</sup>。

さらに、「出版することを引き受ける者」とは、自ら出版することを予定し、かつその能力を有する者であると解釈されている<sup>38</sup>。

権利の客体に関しては、著作権は著作物を「印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利」（第80条第1項）であり、上記の「文書又は図画」の解釈から、紙媒体の出版物のみが対象となると解されている。

また、「印刷その他の機械的又は化学的方法」とされていることから、手写しや手書きでの複製は対象外とされている<sup>39</sup>。

### 2 電子書籍に対応した著作権の主体の在り方

#### （1）権利の主体

小委員会において、電子書籍に対応した著作権の主体について検討を行ったところ、電子書籍の流通を増やす努力をする者や、海賊版対策を行う者、著作者の意向を形にして流

---

<sup>36</sup> 加戸守行『著作権法逐条講義〔六訂新版〕』（著作権情報センター、2013年）516頁

<sup>37</sup> 加戸・前掲注36・516頁

<sup>38</sup> 加戸・前掲注36・516、517頁

<sup>39</sup> 加戸・前掲注36・520頁

通させる者が権利の主体となるべきとの意見が示された。

一方、現行の著作権を有している出版者に主体を限るべきとの意見も示されたが、この意見に対しては、既にポーンデジタルでの出版事業を行っている出版社もあることや電子出版を行うのは既存の出版者に限られないこと等から、多数の反対意見が示された。

このため、電子書籍に対応した著作権の主体としては、現行の著作権を有している出版者に限られず、著作物を電子書籍として電子出版することを引き受ける者であれば権利の主体となれるようにすることが適当であるとする。

## (2) 「出版者の権利のあり方に関する提言」における一体的設定の是非

権利の主体に関連して、「出版者の権利のあり方に関する提言」では、現行の著作権が原則として電子出版にも及ぶように改正し、別途、特約により紙媒体での出版のみ又は電子出版のみという著作権の設定も可能とする旨の提言がなされている。

かかる提言に関し、出版社の立場からは、出版社が制作する電子書籍の約97%は自社の紙媒体の出版物をベースとしており<sup>40</sup>、大半の作品について、企画段階から紙媒体の出版物及び電子書籍として読者に届けるまでを出版社が担い、両者を一体として契約しているという実態を反映してほしいとの意見や、著作権者の利益を十分に確保しつつ、創造のサイクルを維持するためには、紙媒体の出版物と電子書籍のシームレスな投資を想定した、紙媒体での出版と電子出版を一体化した権利が制度上も保障されることが必要であるとの意見、海賊版対策を十分に行うためには、紙媒体での出版と電子出版を一体化した権利であることが望ましいとの意見が示された。また、出版社としては、著作権者に契約の範囲を明確に説明し、契約上明示していくことを考えていることに加え、著作者団体と話し合いながら、一定のガイドラインの作成や、契約を巡る紛争を処理するための仲裁機関を設けることも検討しているとの意見が示された。

一方、著作者の立場からは、紙媒体での出版と電子出版に係る権利を一体化することについては、著作者としては、紙媒体での出版と電子出版について必要な分だけシンプルに契約を行いたいと考えていることや、著作者の十分な認識のないまま一方的に電子出版が

---

<sup>40</sup> 小委員会では、出版社より、一般社団法人日本電子書籍出版社協会に加盟する出版社40社が制作する電子書籍78971点のうち、76727点(約97%)が自社の紙媒体の出版物をベースにしたものであるとの説明がなされている(詳細は、小委員会第7回資料2参照)。ただし、この結果に対しては、出版社によって制作された電子書籍の側から紙媒体の出版物をベースとしている割合を示しているものであって、出版社によってこれまでに発行された紙の出版物から電子書籍化された割合を示すものではないとの意見も示されている。

含まれてしまうことが危惧されることから、抵抗感が強い旨の意見が示された。また、紙媒体での出版と電子出版に係る権利について、権利としては別々にするべきであると考えられるが、別々の権利であっても、著作者と出版社に信頼関係があれば一つの契約で設定できるのであって、もし信頼関係が損なわれている状況であるとすれば、もう一度著作者と出版社が信頼できる関係に戻るためにはどうすればよいのか、例えば、契約に関し、著作者及び出版社が歩み寄れるルール作りを行うことなどを考えるべきではないか、との意見が示された<sup>41</sup>。

また、有識者等からは、複製を基調とする紙媒体での出版と公衆送信を基調とする電子出版は法的には全く別の行為であり、権利としてそれを一体化することは妥当ではないとの意見<sup>42</sup>や契約意識の高い当事者間であれば、現行の著作権を電子出版にも拡張する方法と、現行の著作権とは別に、電子書籍を対象とした権利を創設する方法で変わらないかもしれないが、そうでない場合には権利の範囲は重要になるため、それぞれの方法のうち、どちらが当事者の通常の意味に合致しているかという観点が重要であるとする意見が示された。

このほか、紙媒体での出版と電子出版を一体化した権利であっても、特約により紙媒体での出版のみ又は電子出版のみという著作権の設定を可能とするものであることや、紙の出版と電子出版の両方について著作権を同一の者に設定した場合、いずれか一方に義務違反が生じた際の消滅請求の範囲は、流通促進の観点からは、義務違反に係る権利のみを消滅請求できると考えればよいとの意見が示されていることに照らせば、現行の著作権を電子出版にも拡張する方法と、現行の著作権とは別に、電子書籍を対象とした権利を創設する方法に大きな差はなく、契約の仕方の違いでしかないのではないかと意見が示された<sup>43</sup>。

---

<sup>41</sup> 有識者からも同様に、紙媒体での出版と電子出版に係る権利が別々であっても、出版社が著作物を制作するところから出版までを管理し、プロデュースする役割を担っていることについて、著作者の理解を得て、両方の権利を一体として設定を受ける契約書を作成することなどによって、出版社が紙媒体での出版と電子出版の両方を取りまとめるような社会状況が生まれることが期待されているのではないかと意見が示されている。

<sup>42</sup> このほか、電子出版を行う者が既存の出版者に限られないことや、電子書籍ビジネスへの新規参入を促進する必要があること、今後、紙媒体での出版物をベースとしない電子書籍が増えていく可能性があることなどの観点からも、紙媒体での出版と電子出版に係る権利は別々にすべきとの意見が示されている。また、出版者が紙媒体での出版と電子出版の双方を行うのであれば、出版者と著作権者との契約において、双方の権利を同時に設定することになるのであり、紙媒体での出版と電子出版に係る権利を制度としても一体化させる理由は判然としないとの意見がある。

<sup>43</sup> これに関連し、委員から、フランスにおける出版者団体と著作者団体との間で成立した書籍分野の契約に関する枠組み合意が紹介され（第2章第4節参照）、そこでは出版契約により、紙媒体での出版に必要な権利及び電子出版に必要な権利を出版者に譲渡することもできるが、電子出版を含めて契約する際には、契約の独立した部分で電子出版について明確化することが求められている旨が説明されている。我が国においても、著作者の十分な認識のないまま一方的に電子出版が含まれてしまう懸念が著作者から示されていることに照らせば、出版者と著作権者との契約において、設定される権利の範囲について明示することが重要であると考えられる。



いずれの方法をとる場合でも、紙媒体での出版と電子出版を行う場合には、出版者と著作権者との契約により、双方の権利を一体的に設定することは可能である。また、出版者が多大な労力と資本を投資し著作者と密接な関係の下で創作される著作物については、著作者と出版者との信頼関係に基づき、紙媒体での出版と電子出版に係る権利が、おのずと同一の出版者に一体的に設定されていくことが想定される。

### 3 電子書籍に対応した著作権の客体の在り方

現行法上、権利の客体に関して、電子書籍が対象に含まれていないため、電子書籍が対象となるようにする必要があるが、電子書籍については、定義も定まっておらず、その外延も明確ではないことから、電子書籍に対応した著作権の制度化にあたり、電子書籍のうちどのようなものを対象とするのかが問題となる。

小委員会において検討を行ったところ、電子書籍に対応した著作権の客体に関しては、著作物であるかどうかを判断基準としてはどうかといった意見が示されたが、これに対しては、いわゆるリッチコンテンツ<sup>44</sup>などに対象を広げていくと、議論の収拾がつかなくなるので、これまでの出版物の定義を逸脱しない範囲で議論すべきではないかなど、リッチコンテンツを対象に含めることに消極的な意見<sup>45</sup>が示された。

このため、電子書籍に対応した著作権の客体に関しては、現行の著作権で対象となっている文書又は図画に相当するものを対象とすることが適当であると考える。

なお、CD-ROM、DVD等の記録媒体により提供されるものについても、電子書籍であると出版社としては考えている旨意見が示されたが、このようなCD-ROM等はインターネットで送信されるわけではなく、パッケージとして頒布されるものであるため、現行の著作権に含めるよう整理することが適当であるとの意見が示されている。

---

<sup>44</sup> ここでは、文章や画像の他、音楽や映像等を含むコンテンツをいう。

<sup>45</sup> このほか、通常リッチコンテンツと呼ばれるものは文章や画像に音楽や映像の著作物が追加されているものであると考えられることから、通常の出版物とは異なる音楽や映像に係る部分については、それぞれ音楽や映像の著作権等を処理することで対応すればよいとの意見が示された。

## 第3節 権利の内容

### 1 現行法

第80条では、著作権の内容について定めており、著作権者は、「設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その著作権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利」（同条第1項）を専有することとされている。

著作権は、「頒布の目的」をもって複製する権利であることから、頒布目的ではない内部的な複製行為（例えば企業内複製）などには権利は及ばない。

### 2 電子書籍に対応した著作権に係る権利の内容の在り方

電子書籍に対応した著作権の場合は、電子出版を行うのに必要な支分権を専有することとなるが、電子書籍に対応した著作権の内容について検討を行ったところ、電子書籍の作成等に必要範囲での複製権に加え、(i) 自動公衆送信権を専有させるべきとする意見、(ii) 公衆送信権を専有させるべきとする意見、(iii) 公衆送信権に加え、公衆伝達権を専有させるべきとの意見が示された。

この点については、自動公衆送信権では、海賊版をメールに添付して一斉送信するような場合に対応できなくなってしまうとの意見や、公衆伝達権については、電子出版と呼ばれる行為とは異なるのではないかとの意見が示されたことから、電子書籍に対応した著作権の内容としては、複製権及び公衆送信権が適当であると考え<sup>46</sup>。

### 3 「特定の版面」に対象を限定した権利の付与の是非

#### (1) 問題の所在

電子書籍に対応した著作権に関連して、「特定の版面」に対象を限定した権利の創設が提言されている<sup>47</sup>。

<sup>46</sup> なお、小委員会では、公衆送信権のうち放送・有線放送を除くとするのが適当であるとの意見も示されている。

<sup>47</sup> 前掲注5の提言③参照。

「特定の版面」に対象を限定した権利とは、当事者の特約により、「特定の版面」に対象を限定した上で、その複製利用などにも権利を拡張し、企業内複製やイントラネットでの利用許諾などに対応するというものである。

小委員会では、この「特定の版面」に対象を限定した権利について、「特定の版面」は、紙だけではなく電子的なフォーマットも含むこと、また、非著作物や保護期間が満了した著作物について権利を拡張するものではないことが説明され、さらに、版面を作成していない出版者に対しても権利の設定が可能であることが説明されている<sup>48</sup>。

## (2) 小委員会における検討

### ① 「特定の版面」に対象を限定した権利の法制化の是非

「特定の版面」に対象を限定した権利について、「出版者の権利のあり方に関する提言」では企業内複製やイントラネットでの利用許諾など、頒布目的ではない利用態様にも権利を及ぼすことが目的として説明されていたが、このような企業内複製やイントラネットでの利用許諾などに対応するとの趣旨に対しては、関係団体ヒアリングにおける意見も含め、以下の反対意見が示された。

- ・ 公益社団法人日本複製権センター（以下「日本複製権センター」という。）では、「特定の版面」に対象を限定した権利の創設により、著作者単位で行っていた管理から、出版物や「特定の版面」ごとの管理に変更しなければならず、同一の著作物に複数の「特定の版面」が生じた場合には、複数の権利者が発生し、複製管理の主体が散在して、実質的な集中管理が機能しなくなり、運營業務に支障をきたすおそれがあること
- ・ 出版者への権利付与の趣旨は、電子出版の流通促進に資するべく、インターネット上に流通する違法コンテンツへの対応を出版者自らが行うことを認める点にあり、企業内複製への対応という目的は本来の改正趣旨と整合しないと考えられること

上記意見に対し、日本書籍出版協会からは、以下の意見が示された。

---

<sup>48</sup> 小委員会第2回資料10、第5回資料1参照。なお、このほか、出版権と「特定の版面」に対象を限定した権利の関係について、「アドオン型」（出版権の設定を前提として「特定の版面」に対象を限定した権利の設定を可能とする構成）と「選択型」（出版権の設定を前提とせず、出版権とは独立して「特定の版面」に対象を限定した権利の設定を可能とする構成）が考えられると説明されている。なお、日本書籍出版協会からは、「選択型」による法制化を求めるとの意見が示された。

- ・ 「特定の版面」に対象を限定した権利が出版とは言えない利用にその範囲を拡大することは、日本複製権センターや一般社団法人出版者著作権管理機構による現行の許諾実務に大きな影響を与える可能性もあり、出版界としては、企業内複製を含む出版物の複製利用について、現在のシステムに影響を及ぼす制度設計は望まない

その上で、小委員会では、更に「特定の版面」に対象を限定した権利の付与の是非について検討を行ったが、以下のような法制化に反対する意見が示され、多勢を占めた。

- ・ 漫画家や絵本作家の制作する「原稿」、「原画」と「版面」の区別が困難であること
- ・ 「特定の版面」は、紙だけではなく電子的なフォーマットも含むとされるが、表示画面が固定されないリフロー型の電子書籍が存在し、「版面」を特定することが困難であり、定義ができないものについて権利を認めることは適当ではないこと
- ・ 仮にフィックスしたものを「版面」として特定できたとしても、少しでも「版面」が変われば権利行使ができず、海賊版対策としての実効性にも疑問があること
- ・ 「版面」を作成したか否かにかかわらず「特定の版面」に対象を限定した権利を誰でも設定することができる場合、電子書籍に対応した出版権と（これと同一の版面について）「特定の版面」に対象を限定した権利を有する者が別個に存在し得るが、両者の優劣を第三者対抗要件（登録）の先後で決するのであれば、電子書籍の配信に係るビジネスをする者としては、第三者対抗要件（登録）の具備を出版者に要求することになる。こうした場合、出版者が、1件3万円もの登録免許税をすべての電子書籍に支払うことは現実的ではなく、このような観点からも、「特定の版面」に対象を限定した権利を現行出版実務の中に組み込むことができるのか極めて疑問であること

以上のとおり、小委員会での議論において、「特定の版面」に対象を限定した権利については、日本書籍出版協会が、企業内複製やイントラネットでの利用などに権利を及ぼすことを目的として求めていることが明らかとなり、頒布目的ではない利用態様には権利を及ぼすべきではないとの意見で収斂した。加えて、「特定の版面」に対象を限定した権利の法制化に反対する意見が多勢を占め、日本書籍出版協会からも、海賊版対策が可能な方策が講じられるならば、「特定の版面」に対象を限定した権利にはこだわらないとの意見が表明された結果、「特定の版面」に対象を限定した権利の法制化に向けた合意形成には至らなかった。

## ② 出版物（特に雑誌）をデッドコピーしたインターネット上の海賊版対策

「特定の版面」に対象を限定した権利の付与の是非に関する小委員会の議論の過程において、日本書籍出版協会から、以下のような意見が示された。

- ・ 雑誌の版面をデッドコピーし、それをアップロードするという侵害が多く存在することから、こうした侵害について有益な制度設計を望んでおり、包括的な利用許諾の合意や、電子出版についての利用許諾を得なくても、雑誌紙面のデッドコピーによるインターネット上での侵害に対応する必要があること
- ・ 現行の著作権制度は、将来発行されるあらゆる形態の紙媒体での出版についてもその著作権限を包括的に出版者に付与するものであると考えられるが、雑誌掲載時に将来的な出版利用についても、著作者と出版者との間で包括的に合意をする場合は少数であるため、雑誌に著作権設定契約が行われた事例がないこと

こうした日本書籍出版協会の意見を踏まえ、小委員会では、出版物（特に雑誌）をデッドコピーしたインターネット上の海賊版対策を講じるための方法について検討<sup>49</sup>することとし、(i) 電子書籍に対応した著作権による対応や、(ii) インターネット上の違法配信を紙の出版物に係る著作権の侵害とみなす規定の創設をすることによる対応について議論を行った<sup>50</sup>。

まず、(i) 電子書籍に対応した著作権による対応については、上記のように日本書籍出版協会から、雑誌に著作権設定契約が行われた事例がないとの説明がなされていることから、雑誌を構成する著作物に電子書籍に対応した著作権を設定することが可能かどうか問題となる。

雑誌に著作権が設定された事例がないことを考えると、現行の著作権制度の創設時に、雑誌を構成する著作物に著作権を設定することは想定されていたとは言い難いところもあり、また実務界の認識であったとも考えられるが、他方では、現行の著作権制度において、雑誌を構成する著作物に著作権を設定することは必ずしも明確に排除されていないとも考えられる。

<sup>49</sup> なお、雑誌の版面をデッドコピーしてアップロードすることについては、雑誌1冊全体をデッドコピーする場合と、雑誌を構成する個々の著作物を取り出してデッドコピーする場合が考えられるが、前者の場合、雑誌が編集著作物とされ、出版社が編集著作物に係る著作権者として対応するケースも多いことが考えられるため、小委員会では、専ら後者の場合についての対応が検討課題となっている。

<sup>50</sup> 日本書籍出版協会からは、出版物（特に雑誌）をデッドコピーしたインターネット上の海賊版に対して、「特定の版面」に対象を限定した権利も一定の効果が期待できる旨の意見が示されていたが、上記①のとおり、小委員会における検討では、「特定の版面」に対象を限定した権利の法制化に反対する意見が多勢を占めた。

この点については、近時において、雑誌を構成する著作物に関する権利侵害事例が増大していることに鑑みると、雑誌に係る出版者の利益を確保する方策を講じる必要性があり、出版権制度において対応することが妥当であると考ええる。

したがって、雑誌を構成する著作物についても、現行の出版権を設定できるようにし、電子書籍に対応した出版権においても同様に設定できるようにすることが適当であると考ええる。

なお、このことに関連して、小委員会では、以下の意見が示された。

- ・ 現行の出版権においても、出版権を設定する際の設定行為の中身として、出版権の効力を、雑誌に媒体を限定したりすることも可能であると考えられること
- ・ (上記意見に対して、) 物権の特定の範囲を当事者に委ねた場合、権利の重複が生じ、登録との関係で混乱が生じるおそれがあることから慎重な検討が必要であると考えられること
- ・ 出版権の効力として雑誌限りの出版権を設定できるか否かは別としても、契約自由の原則から当事者間の契約(債権的合意)により、出版態様を雑誌に限定することは、少なくとも認められること<sup>51</sup>

以上を踏まえ、前記のとおり、日本書籍出版協会から提起された出版権限を包括的に出版者に付与するという出版権の特性に起因する問題点を解消する具体的な方策としては、雑誌掲載時に出版権設定契約を締結する際に、雑誌の発行期間等に合わせた短期間の存続期間を設定したり、当事者間の契約(債権的合意)により出版態様を雑誌に限定したりすることによる対応が考えられる。

また、雑誌の発行後に、他の出版者から単行本などで発行が行われる場合についても、雑誌についての存続期間を短期間とすることで出版権を終了させ、新たに別の出版者と設定契約を締結したり、出版権を存続させたまま、当該権利の設定を受けた者から再許諾したりすることによる対応が考えられる<sup>52</sup>。

---

<sup>51</sup> 過去の裁判例では、原告の著作権法上の出版権は、単行本か文庫本かという判型の違いによって分割され得ない性質のものである等の主張に対し、分割が可能であるかどうかについては判断せず、「著作権法上の出版権が判型の違いによって分割され得ない性質を有することを前提とするにしても、出版権設定契約の中で、当事者間の合意によって、出版者の権利の範囲を制限し文庫版には及ばないものと定めれば、右合意には契約当事者を拘束する債権的な効力が生じ、出版者は著作権者との関係で、当該著作物の文庫版を出版できないことになるというべきである」としたものがある(東京地判平成11年3月29日(平成10年(ワ)第16822号))。

<sup>52</sup> 再許諾の可否については、後述第4節参照。

これらのことは、電子書籍に対応した著作権についても同様であると考えられ、これらを組み合わせた対応によって、出版物（特に雑誌）をデッドコピーしたインターネット上の海賊版対策を効果的に行うことが考えられる。

一方、(ii) みなし侵害規定を創設する方策については、インターネット上の違法配信は、著作権侵害であるにもかかわらず、更にこれを出版物に係る著作権侵害とみなすことの可否について問題となる<sup>53</sup>。

なお、(ii) みなし侵害規定を創設する方策については、(i) 電子書籍に対応した著作権による対応のみでは、著作権者の意向により紙媒体での出版に係る著作権のみ設定を受けている出版者は、紙媒体の出版物がデッドコピーされ、インターネット上にアップロードされた場合に出版者自ら差止請求を行うことができないことから、こうした場合において出版者自らが対応できるようにするという観点からも提案されている。

この点については、著作権法上のみなし侵害規定（第113条）は、一般に支分権としては規定できないことを規定しているものであり、既に著作権侵害とされている利用態様を更に著作権侵害とみなすことは、みなし侵害というものを大きく変えてしまうことになり、法制的にハードルが高いのではないかとの意見が示された<sup>54</sup>。

また、著作権者の意向により紙媒体での出版に係る著作権のみが設定された場合には、著作権者が自らインターネット上の海賊版に対応することも考えられることなどから、更に法制的な検討に時間をかけてまでも、出版者自らが海賊版対策を行うことができる制度を設けるべきとのニーズがどの程度あるのかが問題であるとの意見が示されている。

以上のとおり、小委員会では、日本書籍出版協会から出版物（特に雑誌）をデッドコピーしたインターネット上の海賊版対策が必要であるとの意見が示されたことを受け、当該海賊版対策のために必要な方策について検討を行った。

---

<sup>53</sup> 加えて、(ii) みなし侵害規定を創設する方策は著作権の設定を前提とする方策であるため、(i) 電子書籍に対応した著作権による対応と同様、雑誌を構成する著作物に著作権を設定することの可否や、当事者の合意により著作権に係る出版の範囲や義務を雑誌に限定することの可否も問題となる。

<sup>54</sup> このほか、著作権者の意向により紙媒体での出版と電子出版に係る権利を有する出版者が異なる場合における紙媒体での出版に係る権利のみを有する出版者は、みなし侵害規定の創設により、著作権者や電子出版に係る権利のみを有する出版者に加えて、インターネット上の海賊版に権利を行使することができることになる結果、これら三者の関係をどのように整理するのかについても問題となると考えられる。さらに、みなし侵害規定を創設することは、紙媒体での出版に係る権利のみを有する出版者に、電子出版の義務を課さないにもかかわらず、インターネット上の海賊版に対する差止請求権という準物権的な権利を認めることとなるものであって、著作権者と出版者との権利の調和を図る現行著作権制度との整合性も問題となると考えられる。

この点については、(ii) みなし侵害規定を創設する方策については、みなし侵害規定の性質から法制的に困難であるとの意見などが示されたのに対し、(i) 電子書籍に対応した出版権による対応であれば、雑誌を構成する著作物に出版権を設定することを可能とする制度としていくことで日本書籍出版協会の指摘する問題点を解消することができることに照らせば、(i) 電子書籍に対応した出版権の創設により対応する方向で進めることが適当であると考ええる。

## 第4節 出版権者による再許諾

### 1 現行法

出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができないこととされている（第80条第3項）<sup>55</sup>。

### 2 電子書籍に対応した出版権に係る再許諾の在り方

電子書籍の流通は、第1章第2節2で述べたように、様々な形態で行われており、現状の出版社の配信システムだけでは様々な形態で行われる電子書籍の流通に対応しきれないため、電子書籍に対応した出版権の設定を受けた者は、電子書籍の配信について、第三者に許諾することを認めることが適当であると考ええる。

ただし、電子書籍の配信に係る再許諾については、著作権者としては電子書籍に対応した出版権を有する者の判断のみで著作権者の意に反して再許諾されることに不安があるため、特許法における専用実施権の規定ぶり<sup>56</sup>を参考に、著作権者の承諾を得た場合に限り再許諾可とするのがよいのではないかといった意見が示されており、このような著作権者の関与を認めることが適当であると考ええる。

また、紙の出版物についても、実態としては、単行本の他社での文庫化など、出版権が設定された一次出版物が継続出版されている間に、その著作物の二次出版物が他の出版社

---

<sup>55</sup> 加戸・前掲注36・525頁は、このような規定を設けた趣旨につき、「出版権が出版を自ら行うことを前提としてこれを引き受けた者に対して設定されたものだからであり、第三者への複製許諾をもその内容とするものであれば、複製権の期限付き譲渡と選ぶところがなくなり、出版者による独占出版を保障するための制度の存在理由を失うことになる」とされている。これに対し、小委員会では、現行法上も複製権者の許諾があれば、出版権者は他人に対し複製の許諾を行うことができると解すべきであるとの意見も示されている。

<sup>56</sup> 特許法第77条第4項では、「専用実施権者は、特許権者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権について質権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができる。」としており、専用実施権者の一定の行為について、特許権者の関与（承諾）を必要としている。



から発行されることも少なくない状況にある。このような実態を踏まえ、電子書籍に対応した著作権の整備に合わせて、現行の著作権についても、著作権者の承諾を得た場合には、出版権者が第三者に許諾を可能とすることが適当であると考ええる。

## 第5節 電子出版の義務・消滅請求について

### 1 現行法

第81条では、出版権者の義務を定めており、同条第1号では、出版権者は、複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿等の引渡しを受けてから6か月以内に出版する義務を負うこととされ、また、同条第2号では、出版権の存続期間中、出版権者は慣行に従い継続して著作物を出版する義務を負うこととされている。ただし、設定行為に別段の定めがある場合はこの限りでないとされており、例えば、原稿等の引渡しを受けてから出版するまでの期間を変更することも可能である。

また、第84条では、出版権者が出版の義務に違反した場合等に、複製権者が出版権の消滅請求ができることを定めており、同条第1項及び第2項では、出版権者が上記の出版の義務を履行しない場合に、複製権者は出版権者に通知して、出版権を消滅させることができることとされている。

さらに、同条第3項では、著作物の内容が複製権者である作者の確信に適合しなくなったときは、出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償した上で、複製権者は出版権者に通知して、出版権を消滅させることができることとされている。

### 2 電子書籍に対応した出版権に係る義務の在り方

現行の出版権と同様に電子書籍に対応した出版権の場合についても、権利を付与する場合にはそれに対応した義務を負うことが適当であると考ええる。例えば、一定期間内に電子出版する義務や、慣行に従い継続して電子出版する義務など、電子書籍に対応した出版権の趣旨や性質を踏まえた義務を出版者に課すことが適当であると考ええる。

### 3 電子書籍に対応した著作権に係る消滅請求の在り方

現行の著作権では、著作権者が出版の義務に違反した場合又は著作物の内容が著作者の確信に適合しなくなった場合には、複製権者が著作権を消滅させることができることとされているが、電子書籍に対応した著作権の場合についても、こうした考えは変わるものではなく、現行の著作権と同様に、義務違反の場合又は著作物の内容が著作者の確信に適合しなくなった場合に、消滅請求を認めることが適当であると考えられる。

## 第6節 その他

### 1 電子書籍に対応した著作権の存続期間

現行の著作権の存続期間は、原則として、設定行為で定めるところによるものとされ（第83条第1項）、また、設定行為に定めがないときは、著作権は最初の出版後3年を経過した日に消滅することとされている（同条第2項）。

電子書籍に対応した著作権の場合についても、こうした考えは変わるものではなく、現行の著作権と同様に、原則として、設定行為で定めるところによるものとし、設定行為に定めがないときは、最初の電子出版後一定期間を経過した日に消滅するものとするのが適当であると考えられる。

### 2 電子書籍に対応した著作権の制限規定の在り方

現行の著作権の制限規定は、著作権が著作権を母権として設定される権利であるところから、録音・録画に固有な部分以外の複製権に関する制限規定を著作権の制限規定として準用している（第86条）。

電子書籍に対応した著作権の場合についても、こうした考えは変わるものではなく、電子書籍に対応した著作権の権利の内容に合わせて制限規定を整備することが適当であると考えられる。

### 3 権利関係の明確性の確保

現行の著作権では、著作権の設定等について、第三者対抗要件を付与するための登録制度<sup>57</sup>が設けられている（第88条）が、電子書籍に対応した著作権についても、現行の著作権と同様に、登録制度を整備することが適当であると考えられる。

なお、「出版者の権利のあり方に関する提言」では、提言④にあるように、対抗要件としての現行登録制度を拡充し、登録しやすいよう環境を整備することが提言され、また、別紙としてナショナル・アーカイブと権利情報に関するビジョンが示されている。

これらについては、対抗要件としての登録制度をより使いやすい形で整備する観点から、著作権等の登録申請を簡便にできるようにすることの必要性を指摘する意見<sup>58</sup>や、出版の問題以外のことも含めて考えていかなければならない今後の重要な課題であるとの意見が示された。

---

<sup>57</sup> 著作権法における登録は、権利の取得や変更などを第三者に対して主張するために必要な要件（第三者対抗要件）であり、登録をしなければ効力が発生しないというものではない。

<sup>58</sup> 例として、電子申請を可能としたり、現在、著作物の明細書の記載内容によって設定対象となる著作物を特定している点について、アーカイブ化されている書籍の書誌情報によって特定したりすることなどが意見として示された。また、権利情報をアーカイブ化されたデータと結び付けていくことの重要性についても意見が示された。

## おわりに

小委員会の報告は以上のとおりである。

「はじめに」でも述べたように、小委員会では、懇談会や検討会議、その他の関係者から示された提言等を踏まえ、電子書籍の流通と利用の円滑化の観点及び効果的な海賊版対策の観点から、出版者への権利付与等として考えられる方策について、集中的に検討を進めてきた。

その結果、出版者への権利付与等として考えられる4つの方策のうち、関係団体ヒアリングや、関係団体ヒアリングを踏まえた小委員会における検討により、電子書籍に対応した出版権の整備の方策について議論を進めるべきとの意見が多数示されたことから、電子書籍に対応した出版権の整備の方策を軸に検討を進めていくこととした。

電子書籍に対応した出版権の制度の在り方については、電子書籍と紙媒体の出版物の違いや電子出版の特性等を踏まえ、権利の主体・客体や、権利の内容、権利を有する者から第三者への再許諾の可否、権利を有する者が負う義務や当該権利の消滅請求等について検討を行い、検討の結果として一定の方向性が得られた。

なお、「特定の版面」に対象を限定した権利の付与の是非も含め、出版社より示された海賊版対策として望ましい方策についても検討を行ったが、「特定の版面」に対象を限定した権利については、著作者や事業者の立場から反対する意見が多く示されており、また、みなし侵害による法制化についても法制度上困難であるとの意見が示されたことから、電子書籍に対応した出版権の創設によって対応する方向性が妥当であると考えている。

今後、立法措置を講じていくに当たっては、本報告に基づき、また、電子出版の実態等を踏まえた上で、検討・作業を行う必要があると考える。

今般のとりまとめを踏まえ、電子書籍に対応した出版権を創設することにより、出版者の電子出版を行う地位が法的に強固なものとなり、出版者が自ら独占的に電子書籍を制作・配信するだけでなく、権利者として主体的に第三者と電子出版に係る契約交渉を行ったり、インターネット上の海賊版に対し権利行使することができるようになるものと考えている。このことにより、著作者の利益の保護のもと、出版者の権利と著作者の権利の調和が図られ、電子書籍の普及が促進される結果、ユーザーにとっても利用しやすい健全な電子書籍

市場の形成が期待され、ひいては、これまでの紙媒体の出版と相まって、我が国の多様な出版文化が更に進展し、活力ある社会の実現に寄与するものと考え。

以上が、出版者への権利付与等に関する小委員会としての基本的な考え方であるが、この検討結果は、小委員会での議論を中間的にまとめたものであり、関係者等の忌憚のない意見を期待するものである。

(以上)

## 付属資料

- 1 第13期文化審議会著作権分科会出版関連小委員会委員名簿（平成25年7月現在）
- 2 第13期文化審議会著作権分科会出版関連小委員会審議経過（平成25年9月現在）
- 3 ヒアリング団体一覧
- 4 諸外国の関係法令

第 1 3 期文化審議会著作権分科会出版関連小委員会 委員名簿  
(平成 2 5 年 7 月現在)

※ ◎は主査、○は主査代理

あんびる やすこ	絵本作家、日本美術著作権連合理事、一般社団法人日本児童出版美術家連盟理事 (平成 2 5 年 7 月 5 日～)
(福王寺 一彦	日本画家、一般社団法人日本美術家連盟理事、日本美術著作権連合理事長 ～平成 2 5 年 7 月 4 日)
大 淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
金 子 敏哉	明治大学法学部専任講師
金 原 優	株式会社医学書院代表取締役社長、一般社団法人日本書籍出版協会副理事長
河村 真紀子	主婦連合会事務局次長
栗田 倫孝	一般社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長
小池 信彦	社団法人日本図書館協会常務理事
小林 泰	一般社団法人電子出版制作・流通協議会流通委員会副委員長
里中 満智子	マンガ家
潮見 佳男	京都大学大学院法学研究科教授
渋谷 達紀	東京都立大学名誉教授
末吉 互	弁護士
瀬尾 太一	写真家、一般社団法人日本写真著作権協会常務理事
ちば てつや	マンガ家、社団法人日本漫画家協会理事長
◎土肥 一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
永江 朗	公益社団法人日本文藝家協会理事・電子書籍出版検討委員会委員長
野間 省伸	株式会社講談社代表取締役社長
萩原 恒昭	凸版印刷株式会社法務本部役員待遇本部長
堀内 丸恵	一般社団法人日本書籍出版協会デジタル化対応特別委員会委員、株式会社集英社代表取締役社長
前田 哲男	弁護士
前田 陽一	立教大学大学院法務研究科教授
松田 政行	弁護士
村上 政博	成蹊大学教授、一橋大学名誉教授、弁護士
○森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
山川 純之	一般社団法人日本印刷産業連合会知的財産権研究会委員
横山 久芳	学習院大学法学部教授
吉村 隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部主幹

(以上 2 7 名)

**第13期文化審議会著作権分科会出版関連小委員会 審議経過**  
**(平成25年9月現在)**

第1回 平成25年5月13日

- ・ 出版関連小委員会主査の選任等について
- ・ 出版関連小委員会の審議予定について
- ・ 出版者への権利付与等について（関係者ヒアリング等）

第2回 平成25年5月29日

- ・ 出版者への権利付与等について（関係者ヒアリング等）

第3回 平成25年6月13日

- ・ 紙の出版物・電子書籍等の実態について（関係者ヒアリング）
- ・ 電子書籍に対応した著作権の整備について

第4回 平成25年6月24日

- ・ 海賊版の被害実態について
- ・ 電子書籍に対応した著作権の整備について

第5回 平成25年7月5日

- ・ 「特定の版面」に対象を限定した権利の付与について

第6回 平成25年7月29日

- ・ 海賊版対策のための電子書籍に対応した著作権の在り方について
- ・ 電子書籍に対応した著作権の整備に係る諸論点について

第7回 平成25年9月5日

- ・ 文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめ（案）について



### ヒアリング団体一覧

第1回 平成25年5月13日

- ・ 一般社団法人日本経済団体連合会
- ・ 一般社団法人日本印刷産業連合会
- ・ 一般社団法人日本書籍出版協会
- ・ 社団法人日本漫画家協会

第2回 平成25年5月29日

- ・ 公益社団法人日本文藝家協会
- ・ 日本美術著作権連合
- ・ 一般社団法人日本写真著作権協会
- ・ 一般社団法人日本新聞協会
- ・ 一般社団法人日本出版者協議会
- ・ 一般社団法人日本楽譜出版協会
- ・ 一般社団法人電子出版制作・流通協議会
- ・ 一般社団法人電子情報技術産業協会
- ・ 日本知的財産協会
- ・ 主婦連合会
- ・ 一般社団法人インターネットユーザー協会

## 諸外国の関係法令

### 1 アメリカ

#### ○ アメリカ著作権法<sup>59</sup>

##### 第 4 1 1 条 登録および民事の侵害訴訟

- (a) 第 1 0 6 A 条 (a) に基づく著作権者の権利の侵害につき提起された訴訟を除き、かつ、本条第 (b) 項の規定を条件として、本編に基づく著作権主張の予備登録または登録がなされるまでは、いかなる合衆国著作物についての著作権侵害の民事訴訟も提起することはできない。しかし、いかなる場合においても、登録に必要な納付物、申請書および料金を適切な形式で著作権局に提出し、かつ、登録が拒絶されたときには、申請者は、侵害の通知を訴状の写しとともに著作権局長に送達することにより、著作権侵害の民事訴訟を提起することができる。著作権局長は、その選択により、かかる送達から 6 0 日以内に出頭することにより、著作権の登録の可否の争点につき訴訟当事者となることができるが、著作権局長が当事者にならないことにより裁判所が当該論点につき管轄を失うことはない。
- (b) (1) 登録証明書は、情報の誤りの有無に関わらず、本条および第 4 1 2 条の要件を満たすが、以下の場合はその限りではない。
- (A) 不正確であることを知りながら著作権登録の申請書に不正確な情報を含めており、かつ
- (B) 情報が不正確であることを著作権局長が知っていれば登録を拒否したであろう場合。
- (2) 第 (1) 節に定める不正確な情報があると主張された場合、情報が不正確であることを著作権局長が知っていれば登録を拒否したであったか否について、裁判所は、著作権局長に報告を求めなければならない。
- (3) 本条および第 4 1 2 条に基づく侵害訴訟の提起または救済を除き、本項のいかなる規定も、登録証明書に含まれる情報に関連する者の権利、義務または要件に影響しない。

<sup>59</sup> 山本隆司訳『外国著作権法令集 (4 2) アメリカ合衆国編』(社団法人著作権情報センター、2 0 0 9 年) 1 6 4、1 6 5、1 6 7 頁

- (c) 音声、映像またはその双方を含む著作物で、その送信と同時に最初に固定されたものの場合、著作権者は、固定が行われる前後に、著作権局長が規則にて定める要件に従いかつ以下のすべての要件を満たすときは、第501条に基づく侵害訴訟を提起し、また、第502条ないし第505条および第510条に規定する救済を完全に受けることができる。
- (1) 固定の48時間以上前に、著作物ならびに最初の送信の特定の時間および出所を特定し、かつ、かかる著作物に対する著作権を確保する意図を宣言する通知を侵害者に対して送達すること。
- (2) 第(a)項により必要となる場合には、最初の送信から3ヶ月以内に著作物のための登録を行うこと。

#### 第501条（著作権の侵害）

- (a) 何人であれ、第106条ないし第122条に規定する著作権者の排他的権利もしくは第106A条(a)に規定する作者の排他的権利を侵害し、または第602条に違反してコピーもしくはレコードを合衆国に輸入する者は、それぞれ著作権または作者の権利の侵害者となる。本章(第506条を除く)において、著作権に関する記述は、第106A条(a)が認める権利を含むものとみなす。本項において、「何人」とは、州、州の機関および州または州の機関の公務員または職員でその公的権限において行動する者を含む。州および機関、公務員または職員は、非政府機関と同一の方法および範囲において本編の規定に服する。
- (b) 著作権に基づく排他的権利の法的小および受益的権利者は、第411条の要件を条件として、その権利者である間に行われた当該権利の侵害について訴訟を提起することができる。裁判所は、著作権局の記録その他により著作権につき利害を有しまたは主張することが示されている者に訴状の写しとともに書面による訴訟告知を送達することを権利者に対して要求することができ、また、当該訴訟における決定が利害に影響する可能性のある者に対してはかかる告知を送達することを権利者に対して要求しなければならない。裁判所は、著作権につき利害を有しまたは利害を主張する者については、訴訟併合を要求することができ、また、訴訟参加を認めなければならない。

<以下略>

## 2 イギリス

### ○ イギリス著作権法<sup>60</sup>

#### 第8条（発行された版）

- （1） この部において、発行された版の印刷配列の著作権に関連して「発行された版」とは、1又は2以上の文芸、演劇又は音楽の著作物の全体又はいずれかの部分の発行された版をいう。
- （2） 発行された版の印刷配列が以前の版の印刷配列を複製している場合には、又はその限りにおいて、その印刷配列には著作権は存続しない。

#### 第9条（著作物の著作者）

- （1） この部において、著作物に関して、「著作者」とは、著作物を創作する者をいう。
- （2） その者は、次に掲げる者であるとみなされる。
  - （a a） 録音物の場合には、製作者
  - （a b） 映画の場合には、製作者及び主たる監督
  - （b） 放送の場合には、放送を行う者（第6条第3項参照）、又は受信及び即時再送信により他の放送を中継する放送の場合には、その他の放送を行う者
  - （c） 削除
  - （d） 発行された版の印刷配列の場合には、発行者

#### 第101条（排他的許諾を得た者の権利及び救済）

- （1） 排他的許諾を得た者は、著作権者に対する場合を除き、許諾の付与の後に生じる事項について、許諾が譲渡であったものとして、同一の権利及び救済を有する。
- （2） その者の権利及び救済は、著作権者の権利及び救済と併存する。また、この部の関係規定における著作権者への言及は、それに従って解釈される。
- （3） 排他的許諾を得た者がこの条に基づいて提起する訴訟において、被告は、訴訟が著作権者により提起されたならばその者に提供されたであろういずれの抗弁をも利用することができる。

#### 第101条のA（非排他的許諾により提訴できるある種の侵害）

- （1） 非排他的許諾を得た者は、次に掲げる場合には、著作権侵害について訴訟を提起することができる。
  - （a） 侵害行為が、許諾を得た者の以前許諾を得た行為に直接関連していた場合
  - （b） 許諾が、次に掲げる2つの条件を満たす場合
    - （i） 書面によるものであり、かつ、著作権者により又はその者のために署名されていること。

<sup>60</sup> 大山幸房訳『外国著作権法令集（44）イギリス編』（社団法人著作権情報センター、2010年）7、8、99、100頁

- (ii) この条に基づく訴権を非排他的許諾を得た者に明白に付与していること。
- (2) この条に基づいて提起される訴訟において、非排他的許諾を得た者は、著作権者が訴訟を提起していたならば有したであろう権利及び救済を同一の、その者に提供される権利及び救済を有する。
- (3) この条に基づいて付与される権利は、著作権者の権利と併存する。また、この部の関連規定における著作権者への言及は、それに従って解釈される。
- (4) この条に基づいて非排他的許諾を得た者により提起される訴訟において、被告は、訴訟が著作権者により提起されていたならばその者に提供されたであろういずれの抗弁をも利用することができる。
- (5) 第102条第1項から第4項までの規定は、この条が排他的許諾を得た者について適用されると同様に、この条に基づいて訴権を有する非排他的許諾を得た者についても適用される。
- (6) この条において、「非排他的許諾を得た者」とは、著作権者が行使しうる状態にある権利を行使する権限を許諾を得た者に与える許諾の保有者をいう。

## ○ 著作権及び関連権規則<sup>61</sup>

### 第16条

- (1) 著作権の保護期間消滅後最初に、それまで発行されたことのない著作物を発行する者は、以下の規定に則り、著作権に相当する財産権（「発行に関する権利」）を持つ。
- (2) この条項の目的上、発行とは公衆に向けたいかなる情報伝達をも含む。特に、
  - (a) 公衆向けの複製物の発行
  - (b) 著作物を何らかの電子検索システムにより使用に供すること
  - (c) 著作物の複製物を公衆にレンタルまたは貸与すること
  - (d) 演技、展示、あるいは著作物を公衆に見せること、または
  - (e) 著作物を放送すること、あるいは有線番組サービスに挿入すること
- (3) 無許諾の行為については、この条文の目的上考慮されないものとする。著作物に著作権がない期間について、無許諾の行為とは、著作物が具現化または記録された物理的媒体の所有者の同意のない行為を意味する。
- (4) 著作物は、以下の場合においてのみ、発行に関する権利の保護の対象になる。
  - (a) 最初の発行がE E A域内であり、
  - (b) 著作物の発行者が、最初に発行する際にE E A加盟国の国民であること。二人以上の者が著作物を発行する場合、いずれかの者がE E A加盟国の国民であれば、(b) 項の目的において差し支えない。
- (5) 国王の著作権または議会の著作権の対象となる著作物の発行において、発行に係る著作権は生じない。

<sup>61</sup> 前掲注20・40頁

- (6) 発行に関する権利は、著作物が最初に発行された年の暦年の最終日から25年の期間が終了する時に消滅する。
- (7) この規定で「著作物」とは、文芸、演劇、ミュージカル、または美術の著作物あるいは映画をいう。
- (8) この規定で使われている（“発行”以外の）語句は、第1部の語句と同じ意味を持つ。

### 3 ドイツ

#### ○ ドイツ著作権法<sup>62</sup>

##### 第70条 学術的刊行物

- (1) 著作権の保護を受けない著作物又は文書の刊行物は、それが、学術的な整理の成果を示し、かつ、当該著作物又は文書に係る従前知られた刊行物と実質的に区別されるときは、第1章の規定を準用することによって保護を受ける。
- (2) この権利は、刊行物の作成者に帰属する。
- (3) この権利は、刊行物の発行後25年をもって消滅する。ただし、刊行物がこの期間内に発行されないときは、その製作後25年をもってすでに消滅する。この期間は、第69条に基づいて計算するものとする。

##### 第71条 遺作著作物

- (1) 未発行の著作物を、その著作権が消滅した後に、適法に最初に発行し又は最初に公衆に再生する者は、その著作物を利用することについて排他的権利を有する。未発行の著作物で、この法律の適用領域でかつて保護を受けたことがなく、かつ、その著作者の死後70年を経過しているものについても、同様とする。第5条、第10条第1項、第15条から第24条まで、第26条、第27条、第44a条から第63条まで及び第88条は、ここに準用するものとする。
- (2) この権利は、譲渡することができる。
- (3) この権利は、著作物の発行後25年、又は著作物の最初の公衆への再生が先に行われた場合には、その公衆への再生後25年をもって消滅する。期間は、第69条にもとづき計算するものとする。

---

<sup>62</sup> 本山雅弘訳『外国著作権法令集（43）ドイツ編』（社団法人著作権情報センター、2010年）48、49頁

## ○ ドイツ出版法<sup>63</sup>

### 第1条（出版契約）

文学的著作物または音楽著作物に関する出版契約により、作成者は、出版者に対し、その著作物を自己の負担において複製および頒布させるために引き渡す義務を負う。出版者は、著作物を複製し頒布する義務を負う。

### 第2条（複製の権利）

- (1) 契約関係の継続期間中、作成者は、著作権の存続期間中に第三者に対して禁じられている著作物の複製および頒布を一切見合せなければならない。
- (2) ただし、以下の目的のための複製及び頒布の権限は、作成者に帰属する。
  1. 他の言語または他の方言への翻訳
  2. 演劇形式の叙述の再現または叙述形式の舞台作品の上演
  3. 音楽著作物の翻案。ただし、その翻案が単なる抄録または他の音調若しくは声域への変更に過ぎない場合はこの限りでない。
  4. 聴覚のための機械的再生目的での使用
  5. 原著作物を、その内容という点で、映画制作技術またはそれと類似の方法によって再生する文書または図解用図版の使用
- (3) 著作物が発表された暦年の終了から20年間が経過した場合は、作成者も、著作集における複製及び頒布の権限を有する。

### 第3条（削除）

### 第4条（特別版）

出版者は、編集物または編集著作物の個々の著作物、および編集物または編集著作物の各部分を利用する権利を有しない。ただし、そのような利用が著作権の存続期間中もすべての者の自由に任されている限り、出版者にも同様にそのような利用が許される。

### 第5条（版）

- (1) 出版者は、一つの版に対してのみ権利を有する。複数の版を準備する権利が出版者に付与されている場合、疑わしいときは、すべての新版に対し、先行の版に対するものと同一の取決めが適用される。
- (2) 複製物の数が定められていない場合、出版者は複製物1,000部を制作する権利を有する。出版者が、複製開始前に作成者に対して表明した説明によって、複製権の数をそれより少なく定めた場合、出版者は、説明した数の版を制作する権利のみを有する。

---

<sup>63</sup> 前掲注20・93、94頁

## 第6条（増刷りと献本）

- （1） 通常の増刷りは、許容されている複製物の数の計算に含まれない。このことは、その数が、許容されている複製物の20分の1を超えない場合の献本についても同様とする。
- （2） 出版者は、毀損された複製物の代替または補充のために用いられなかった増刷りを頒布してはならない。

## 第7条（複製物の滅失）

出版者が在庫として持っている複製物が滅失した場合、出版者はそれを他の複製物で補充することが許される。この場合、出版者は、その旨を事前に作成者に通知しなければならない。

## 第8条（出版権）

契約による別段の定めのある場合を除き、作成者は、第2条から第7条までの規定によって複製および頒布を見合せると共に出版者に複製および頒布を許すことが課されている自らの義務の範囲内で、複製および頒布の排他的権利を出版者に供与しなければならない。

# 4 フランス

## ○ フランス知的所有権法<sup>64</sup>

第123の4条 遺著について、排他的権利の存続期間は、第123の1条に規定する期間とする。この期間の満了の後に公表される遺著については、排他的権利の存続期間は、発行の年に続く暦年の1月1日から起算して25年とする。

2 遺著が第123の1条に規定する期間の間に公表される場合には、遺著の利用権は、著作者の権利承継人に帰属する。

3 この期間の満了の後に公表が行われる場合には、利用権は、発行を行い、又は行わせる著作物の所有者（相続による、又はその他の資格における）に属する。

4 遺著は、それが以前に発行された著作物の部分のみを構成する場合を除き、別個独立した発行の対象としなければならない。遺著は、著作者の権利承継人が以前に発行された同一著作者の著作物についてなお利用権を享有する場合に限り、その著作物と結合することができる。

第132の1条 出版契約とは、精神の著作物の著作者又はその権利承継人が、その著作物の発行及び頒布を出版者が確保することを条件としてその著作物の複製物を多数製造し、又は製造させる権利を、一定の条件に従って、出版者と呼ばれる者に譲渡する契約をいう。

<sup>64</sup> 大山幸房『外国著作権法令集（40）フランス編』（社団法人著作権情報センター、2008年）20、25頁



## 5 オーストラリア

### ○ オーストラリア著作権法<sup>65</sup>

#### 第88条（著作物の発行版に対する著作権の性質）

本法において、別段の意図がみられない限りは、言語、演劇、音楽もしくは美術著作物またはその二つ以上の発行版に対する著作権は、当該版の複写コピーを作成する排他的権利をいう。

#### 第119条（排他的被許諾者の権利）

本節の次条以下に従い、

- (a) 著作権者に対する場合を除き、排他的被許諾者は、使用許諾が権利譲渡であれば第115条により有していたと同様の訴訟提起の権利を有しまた同様の救済を得ることができ、また、第115条により著作権者に認められる権利および救済と並存する権利を有する。
- (b) 著作権者に対する場合を除き、排他的被許諾者は、使用許諾が権利譲渡であれば第116条により有していたと同様の訴訟提起の権利を有しまた同様の救済を受けることができる。
- (c) 著作権者は、使用許諾が権利譲渡であれば第116条により認められなかった権利を有せずまたは同様の救済を得ることができない。

---

<sup>65</sup> 前掲注20・58、59頁